

2021年10月28日

旅館業法の見直しに係る検討会  
構成員 各位

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会  
代表理事 大濱 眞

## 旅館業法の見直しについて（意見）

- 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある宿泊客について、保健所の指示を仰ぐ、客室での待機を要請する、場合によっては宿泊を制限する、などを法改正で規定することは、新型コロナウイルス感染症の対策としてやむを得ないと考えます。
- その一方で、上記の宿泊制限が、障害者差別解消法で禁止されている不当な差別的取扱いに転化することがないように、運用ルールの策定にあたっては丁寧な対応をお願いします。
- たとえば脊髄損傷者の場合、体温調節機能障害のため、炎天下を移動した直後では平熱よりも高い体温が測定されます。このような場合で発熱を理由として十把一絡げに宿泊を制限してしまうことは、間接差別（※）に該当するおそれがあるので、慎重を期していただきたいと考えます。

### （※）間接差別

「表面上は中立であるように見えても、障害のある人に不相応な悪影響を及ぼす法律、政策又は慣行を意味する」

（国連・障害者権利委員会「平等及び無差別に関する一般的意見第6号」、日本障害フォーラム・仮訳）

例：盲導犬を含む動物を伴った入店の禁止が、結果として視覚障害者を排除してしまうこと、など。